



佐賀県公報

平成19年
7月11日
(水曜日)
第 12928号

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

(三六九・こども課) 一

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (三七〇・障害福祉課) 二

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更

(三七一・〃) 二

(三七二・森林整備課) 三

(三七三・〃) 三

(三七四・下水道課) 四

○都市計画事業変更の認可

○指定施業要件変更予定保安林の取消し

○指定施業要件変更予定保安林

(まちづくり推進課) 五

(建築住宅課) 六

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

○教育委員会事項

○落札者等の公示

○選挙管理委員会事項

人事委員会事項

○選挙管理委員会の招集

○平成十九年度佐賀県職員採用試験(U・Iターン型民間企業等職務経験者)の実施

○ 告 示

(公 告) 六

(告 示・五八) 六

(公 告) 六

● 佐賀県告示第三百六十九号
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十四号）第十三条

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-73	月刊 メルフレボンバー NO-075 8月号	KKベストセラーズ	08513-08	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-74	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.116 8月号	KKベストセラーズ	04039-08	
"	19-75	これが本当!人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 8月号増刊	メディア・クライス株	18764-08 ①2007年8月19日	
"	19-76	ガチンコ №48 8月号	若生出版(株)	12811-08	
"	19-77	KEITAI BANDITS スペシャル! VOLUME16 URECCO gal 8月1日増刊	(株)大洋図書	01866-08 ①-8/17	
"	19-78	ジゲンEX 8月号	(株)大洋書房	05271-8	
"	19-79	月刊劇漫スペシャル 8月号	(株)竹書房	13545-8	
"	19-80	レディースコミック [微熱] 8月号	セブン新社	09663-08	
"	19-81	コミックDVD爆写 Vol.16 スーパーコミック 8月号増刊	曙出版(株)	15544-08 ①2007/8/22	
"	19-82	別冊 本当にあったHな話 8月号	(株)ぶんか社	18135-8	
"	19-83	華漫 COMIC 快楽天 Vol.20 Yha! Hip&Lip! 8月号増刊	(株)ワニマガジン	08878-8 ①-2007-8/21	
"	19-84	本当にあったみだらな話 8月号	(株)一水社	18117-8	
"	19-85	コミック まるるまん 本当にあったHな話 8月号	(株)ぶんか社	13701-8	

●佐賀県告示第三百七十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成十九年七月十一日

佐賀県知事 古川康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社大和健明堂薬局	佐賀市大和町久池井二五五五番地一	
小林薬局	小城市三日月町久米一二九五番地二	
バニーズ薬局	神埼市神埼町神埼四八七番地	
	神埼市神埼町神埼四八七番地二	平成一九年七月一日

●佐賀県告示第三百七十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成十九年七月十一日

佐賀県知事 古川康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
二 変更指定医療機関の名称、所在地及び変更年月日

指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
中央薬局嬉野店	古川康	
旧 嬉野市嬉野町下宿乙九〇六番地四	嬉野市嬉野町下宿乙九〇六番地	
新 六・二 平成一九・		

●佐賀県告示第三百七十二号

指定施業要件変更予定保安林（平成十八年佐賀県告示第七百一十五号）は、取り消す。

平成十九年七月十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第三百七十三号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年七月十一日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀市大和町大字松瀬字宇土三一五九の一三〇、三一五九の一三八から三一五九の一四〇まで、三一五九の二〇一（次の図に示す部分に限る。）、三一五九の二〇三、三一五九の二〇六、三一五九の二〇七、三一五九の二五〇、三一五九の二五五から三一五九の二五八まで、三一五九の二六九、三一五九の二七〇、三一五九の二七一、三一五九の二七三、三一五九の二七五から三一五九の二七八まで、三一五九の二八七、武雄市山内町大字宮野字日ノ峯二四二四七の二、二四二四七の三、二四二四七の五から二四二四七の七まで、二四二四七の一四から二四二四七の一六まで、二四二四七の一八、二四二四七の二〇から二四二四七の二三まで、字板ノ川内二四四五、二四四六六の一、二四四六六の六、字木登三三三九、四の一、一二三九四の二、二二三九四の六、二二三九五の一、二二三九六の一、二二四一二の一、二二四一三の一、二二四一四の一、字黒髪岳一五三八、一五六五の一、字猿ヶ倉二七二四四、二七二四五、二七二七、二、二七二七四、二七三二の一、字前平三二、四二の一、大字犬走字

北国谷七八三四の一四、七八三四の一八、大字鳥海字片ハエ二三三八一

の一、二二三八一の四、北方町大字大崎字岳六六九三の二、六六九五の一、六六九五の二、六七三〇の一、六七三〇の三から六七三〇の八まで、

六七六八の二、六七七八、字払川六六八二の八、鳥栖市河内町転石字転石二八三四の一（次の図に示す部分に限る。）、二八三四の一、二八三四の三三から二八三四の四〇まで、三養基郡みやき町大字蓑原字深底四

八〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、四八〇七の五五三、四八〇七の五五四から四八〇七の五五六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四八〇七の五五八、四八〇七の五五九、鹿島市大字山浦字水梨甲三二一八の一、甲三二一八の三から甲三二一八の六まで、甲三二一八の八、甲三二一八の一、字長谷丁二〇四七の一から丁二〇四七の一二まで、丁二〇四七の一五から丁二〇四七の二一まで、丁二〇四七の二三から丁二〇四七の三三まで、丁二〇四七の五七、丁二〇四七の七二から丁二〇四七の八一まで、丁二〇四七の八四から丁二〇四七の八八まで、字淨土丁二一三八の二、丁二二三四の一、丁二二三四の六、字古木庭丁四〇三三の一、字長野丁四一七一、丁四二三八、字内野丁四四一の一から丁四四一の三まで、字才又戊一三の一、戊一七の二、戊一七の五、戊一七の七から戊一七の九まで、戊五五の一、字多布木戊二一の二五、戊二五三の一、戊二五三の七、藤津郡太良町大字多良字経ヶ嶽八三七九の一（次の図に示す部分に限る。）、八三七九の二から八三七九の四〇まで、八三八三、字多良嶽八三七七の一、八三七七の九から八三七七の一四まで、八三七七の二一まで、八三七八、字角ノ内八三三九の一、八三三九の三（次の図に示す部分に限る。）、八三三九の四から八三三九の二一まで、八三三九の二三から八三三九の二八まで、字多良岳八五九五の一から八五九五の二五まで、八五九五の二

〇、八五九五の二一

(二) 保安林として指定された目的

(三) 源水のかん養

ア 立木の伐採の方法
変更に係る指定施業要件ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 主伐として伐採をする立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多久市西多久町大字板屋六九九九の一、六九九九の一、七〇〇〇、七

●佐賀県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

基山町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 基山町公共下水道

三 事業施行期間

平成十三年三月十九日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

(三) 変更に係る指定施業要件

(二) 土砂の流出の防備

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十三年佐賀県告示第百六十六号、平成十五年佐賀県告示第

[田]一十四町及び平成十六年佐賀県告示第四百六十六号の事業地
即川瀬堺基山町大字小倉字巨田及び字石口、大字長野字久保
田及び字年ノ森並びに大字園部字東福寺及び字夜水を基へ、基
山町大字小倉字野畠及び字幅ト並びに大字阿浦字実松及び字牛
ヶ原又は其事業地を変更する。

○ 公 告

ウ 変更の内容

(ア) 3・4・6号佐賀駅下古賀線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 佐賀市本庄町大字袋字三本松、字五本松及び字二本

松並びに大字末次字二本杉、字三本杉、字三本松、字

未次、字八田、字満穴及び字中島並びに佐賀郡東与賀

町大字下古賀字五本谷及び字一本杉地内

削除する部分 佐賀市本庄町大字袋字三本松、字五本松及び字二本

松並びに大字末次字二本杉及び字三本杉地内

(イ) 3・3・30号与賀町鹿子線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 佐賀市本庄町大字袋字三本松、大字正里字一本杉及

び字正里並びに大字鹿子字四本杉、字鹿子上及び字鹿

子下並びに佐賀郡東与賀町大字田中字一本松地内

削除する部分 佐賀市本庄町大字本庄字三本黒木、字四本黒木及び

字五本黒木、大字正里字一本杉並びに大字鹿子字四本

杉地内

(ウ) 3・5・63号中原十五線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 佐賀市嘉瀬町大字中原字三本松篭及び字一本杉篭並

びに大字十五字一本黒木篭、字一本谷篭及び字一本谷

篭地内

4 都市計画案の縦覧場所

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所有明海沿岸道路

整備室、佐賀市建設部都市政策課及び東与賀町建設課で平成19年7月27日

(金)まで縦覧に供します。

5 公述の申出

(ア) 3・4・6号佐賀駅下古賀線

田及び字年ノ森並びに大字園部字東福寺及び字夜水を基へ、基

山町大字小倉字野畠及び字幅ト並びに大字阿浦字実松及び字牛

ヶ原又は其事業地を変更する。

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成19年7月27日（金）までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。

- 6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7159）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月11日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
8	唐津市神田字中田1207番1	平成19年6月28日	5.02	67.53

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 附則

●佐賀県選舉管理委員会は次のように選舉を行ふ。
選舉管理委員会は次の如きの選舉を行ふ。

平成十九年七月十一日

佐賀県選舉管理委員会

松尾 康男

- 1 日時 平成十九年七月十一日 午後十時三十分
1 場所 佐賀県庁（出張）
- 1 議題 〔一〕 第111回参議院議員選挙の事
〔二〕 ルの起

○ 附則

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年7月11日

收支等命令者

佐賀県教育総務課長 松尾 和弘

- 1 購入物品名及び数量

教育用コンピュータ設備四式（佐賀県立高志館高等学校、佐賀県立佐賀農業高等学校、佐賀県立多久高等学校、佐賀県立唐津東中学校）

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
3 入札公告を行った日 平成19年5月14日
4 落札決定日 平成19年6月25日
5 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村祐臣
(2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地
6 落札金額 39,627,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県教育総務課財務担当
(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）第

6条の規定により、平成19年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔U・I ターン型民間企業等職務経験者〕を次のとおり行います。

平成19年7月11日

6条の規定により、平成19年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔U・I ターン型民間企業等職務経験者〕を次のとおり行います。

平成19年10月31日（水曜日）に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

1 試験の区分 行政	佐賀県人事委員会 委員長 蜂 谷 尚久	4 第一次試験 (1) 試験の実施日 平成19年11月中旬～下旬（予定） 第一次試験合格者に文書で通知します。
2 受験資格		
(1) 昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者		
(2) 県外に本社を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における職務経験が平成19年8月末現在で通算して5年以上ある者		
なお、この場合における職務経験は次のとおりとします。 ア 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間（アルバイト及びパートタイムの期間は除く。）が該当します。		
イ 職務経験が複数の場合には通算可能としますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方に限ります。		
(3) 次のいずれかに該当する者は、受験することができます。		
ア 日本国籍を有しない者		
イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当する者（準禁治産者を含む。）		
3 第一次試験		
(1) 選抜方法等		
受験申込書とともに提出された課題論文及び職務経歴書により書類選考を行います。		
(2) 試験種目		
論文審査及び経歴審査		
		(3) 第一次試験合格者発表 平成19年12月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
		5 最終合格者発表 平成19年12月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
		6 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。採用は、この名簿に基づき、任命権者に提示した者のうちから任命権者が行います。
		7 試験案内書及び受験申込書の交付 (1) ホームページからダウンロードする方法 佐賀県ホームページ（ http://www.pref.saga.lg.jp/ ）から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。
		(2) 交付場所 佐賀県人事委員会事務局 さが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口） 佐賀県税務署 唐津県税務署

武雄県税事務所
産業技術学院
鳥栖農林事務所
伊万里農林事務所

鹿島農林事務所
神埼土木事務所
佐賀県福岡情報センター

首都圏営業本部
関西・中京営業本部

(3) 郵送による請求方法

封筒の表に「民間経験請求」と朱書きし、140円切手をはつたあて先明記の定形の返信用封筒（角形2号封筒（縦33.2センチメートル横24センチメートル程度））を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

8 受験申込の方法

(1) インターネット申込みの場合（推奨）

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力し、作成要領に従って作成した課題論文及び職務経歴書の電子データを添付して送信してください。

(2) 持参又は郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号県庁内）

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付けて提出してください。併せて、作成要領に従って作成した課題論文及び職務経歴書を提出してください。

9 申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合（推奨）

平成19年9月3日（月曜日）9時から平成19年9月28日（金曜日）17時までに受信したものを受け付けます。
なお、課題論文及び職務経歴書の添付がない申込みは受理できません。

(2) 持参の場合

平成19年9月3日（月曜日）から平成19年9月28日（金曜日）までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の閉庁日は除きます。

なお、課題論文及び職務経歴書の提出がない場合は受理できません。

(3) 郵送の場合

平成19年9月3日（月曜日）から受け付け、平成19年9月28日（金曜日）の消印のあるものまで有効とします。

なお、課題論文及び職務経歴書の添付がない申込みは受理できません。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 直通 0952-25-7295